

プラザホテル厚木利用規則

2015年6月30日改定

ホテルの公共性と安全性を維持するため、当ホテルをご利用のお客様には宿泊約款に基づき、下記の規則をお守り頂けないときは、宿泊約款第5条により宿泊の継続をお断りさせていただきます。

- (1) 廊下および客室内で暖房用、炊事用、プレス用などの器具等をご使用にならないでください。ただし、ホテル備付けの器具は除きます。
- (2) ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所で喫煙をなさらないでください。
- (3) 高声放歌や喧騒な行為、他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をかけたりにさらないでください。
- (4) ホテル内に次のようなものをお持ち込みにならないでください。
 - (イ) 動物、鳥類(但し盲導犬・介助犬は除く)
 - (ロ) 著しく悪臭を発するもの
 - (ハ) 著しく多量の物品
 - (ニ) 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの
 - (ホ) 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
 - (ヘ) 非合法ドラッグなど薬物
- (5) 廊下および客室内で、賭博および風紀をみだすような行為をなさらないでください。
- (6) 廊下および客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に使用しないでください。破損された場合は実費を頂きます。
- (7) 客室内の諸物品をホテルの外へ持ち出したり、ホテル内の他の場所に移動したりしないでください。

- (8) ホテルの建築物や諸設備に異物を取り付けたり、現状を変更するような加工はしないでください。
- (9) ホテルの外観を損なうような物品を窓側に陳列なさらないでください。
- (10) ホテル内で他のお客様に広告物を配布するような行為はなさらないでください。
- (11) 廊下やロビーなどに靴やその他の所持品を放置なさらないでください。
- (12) ご宿泊日数を変更なさるときは、前もってフロントデスクにご連絡ください。
- (13) お預かりの洗濯物やお忘れ物の保管は、特に指定のない限り発見日を含めて3か月間保管とさせていただきます。
- (14) 当ホテル駐車場ご利用のお客様は場合によって車のキーをお預かりすることがあります。駐車中の車の事故(破損、盗難等)については当ホテルは、一切の責任を負いません。
- (15) 貴重品はフロントデスクにお預け願います。それ以外の盗難の際、当ホテルは責任を負いかねます。
- (16) 滞納金が発生した場合、ホテルから請求をさせていただきますのでお支払いください。
- (17) 外来者を無断で客室に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用させたりしないでください。
- (18) 客室内に設置されているガウンはロビー及びレストランでのご使用は強くお断りいたします。
- (19) 客室やロビーを事務所、営業所代わりに使用なさらないでください。
- (20) 駐車場の利用状況に応じて、お客様に車の移動をお願いする場合がございます。
- (21) レンタサイクルの紛失・盗難・事故にあった場合は速やかに当ホテルに連絡し、法令で定められた適切な処置を取るとともに自らの責任において事故の解決に努めてください。

プラザホテル厚木宿泊約款

2016年9月15日改定

(適用範囲)

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテルが法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日および到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金等(原則として別表第1基本宿泊料による。)
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当ホテルが定める申込み金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第11条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で、充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
 4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までに支払いただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結を拒否することがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 神奈川県 旅館業法施行 条例第5条第3号の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。))は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受け、ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
 3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 神奈川県 旅館業法施行 条例第5条第3号の規定する場合に該当するとき。
 - (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントデスクにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所および職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
 - (3) 出発日および出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の利用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を利用できる時間は、午後3時から翌日10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 10:00～12:00までは、1,000円(税込)
 - (2) 10:00～14:00までは、2,000円(税込)
 - (3) 14:00を過ぎますと1泊料金

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントデスクにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第12条 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関する契約の履行に当たり、又それらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、消防機関からの検査を受けておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第13条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第14条 宿泊客がフロントデスクにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価格の明告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは、10万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントデスクにお預けにならなかったものについては、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価額の明告のなかったものについては、10万円を限度として当ホテルはその損害を補償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントデスクにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客が、チェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合において、発見日を含めて3か月間保管し、その後法令の定める手続きを取らせて頂きます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第16条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は重大な過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1

宿泊料金等の内訳(第2条1項及び第11条第1項関係)

		内 訳	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料	
	追加料金	②飲食料(追加飲食及びその他の利用料金)	
	税金	消費税	

(備考)

1. 上記宿泊料金及び追加料金に消費税がかかります。

別表第2

契約解除を受けた日		不泊	当日	前日	7日前	14日前	30日前
契約申込室数							
一般	14室まで	100%	80%				
団体A	15～50室まで	100%	100%	80%	20%	10%	
団体B	51室以上	100%	100%	80%	30%	15%	10%

(注)

1. %は、成約宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 団体Aの一部についての契約解除があつた場合、最終的な契約解除室数が宿泊の14日前(14日前以降の申込みの場合は申込み日)における契約室数の10%未満の室数(端数が出た場合切上)の場合には違約金を頂けません。また、最初のチェックインの14日前以降に団体Aから一般への契約変更はできません。
3. 団体Bの一部についての契約解除があつた場合、最終的な契約解除室数が宿泊の30日前(30日前以降の申込みの場合は申込み日)における契約室数の10%未満の室数(端数が出た場合切上)の場合には違約金を頂けません。また、最初のチェックインの30日前以降に団体Bから団体Aへの契約変更はできません。
4. 一般の予約がオンライン旅行代理店経由(以下OTA)の場合は、OTAに記載されているキャンセルポリシーに準じます。
5. 契約日数が短縮した場合も、別表第2に基づく違約金を収受します。
6. 連泊の場合は期間内の最大室数を契約申込室数とします。